

2026年度 文学部長期留学奨励奨学金（春派遣）募集要項

2026年度文学部長期留学奨励奨学金について、2026年度春派遣交換留学・ISEP・認定留学決定者（認定留学申請中の者を含む）を募集します。本奨学金受給を希望する場合には、下記要領に従って出願してください。

（2026年度秋派遣交換留学・ISEP・認定留学で、本奨学金の出願を考えている場合は、2026年4月以降に募集する予定です。）

感染症の影響により、渡航中止や途中帰国となった場合等、給付金の返還については、事情を考慮して個別に判断する場合があります。

記

1. 給付金額

留学期間1年間の場合：360,000円

留学期間半年間の場合：180,000円

※なお、給付時期は2026年4月下旬を予定しています。

2. 給付期間

1年間（翌年度への継続なし。ただし再出願可。）

3. 募集人員

15名程度 （2026年度春派遣・秋派遣、交換留学・ISEP・認定留学すべてを含む）

4. 出願資格

2026年春派遣の交換留学・ISEP・認定留学のいずれかが決定している者（留学先からの受入れ承諾書を受けている者。春派遣認定留学を申請中または申請予定の者も含む）。

※認定留学を申請中または申請予定で本奨学金に応募し、合格した場合には、留学先大学からの受入れ承諾書の文学部事務室への提出をもって正式決定とし、奨学金を給付します。

※なお、韓国語を用いて交換留学・ISEP・認定留学する者で本奨学金に出願する場合は、ハングル能力検定3級またはTOPIK4級以上を取得していることを出願条件とする。

5. 出願書類

①中央大学文学部長期留学奨励奨学金エントリーシート（所定用紙）

※エントリーシートは *Cplus* 上よりダウンロードし、PCで入力の上、提出してください。

なお、文字のサイズは11ポイントで入力してください。

②留学先国の語学力証明書（TOEFL iBT、HSK、ドイツ語検定、フランス語検定など）

6. 出願期間・出願先

2025年10月24日（金）～11月6日（木）《 締切日厳守 》

出願先：文学部事務室 奨学金担当（Google フォーム：<https://forms.gle/S6U6jmppoddXPq5H7>）

※出願期間に遅れた場合は、理由の如何を問わず一切受け付けません。

7. 選考方法

書類選考（エントリーシート、前年度までの通算 GPA 等）および面接

【選考基準】①留学への意欲、②語学力・コミュニケーション力、③計画性
（語学力向上のみを目的とする留学は奨学金審査の対象とはなりません。）

8. 面接選考

協定校派遣交換留学生の文学部内選考（2025年6～7月頃）に参加された方は、その面接結果を使用するため、新たな面接は実施しません。

上記選考に参加していない方のみ、2025年11月24日（月）～11月28日（金）のいずれかの日程で実施します。

詳細は*C plus*にて連絡します。今回の面接結果については、「長期留学支援奨学金（2026年9月頃募集予定）」にも申請した場合、その選考にも使用されます。

※面接選考はWeb会議システム（Webex）での面接を予定しています。

※選考日に欠席した者は、辞退したものとみなします。

9. 合格発表

2025年12月19日（金）以降に *C Plus* にて通知します。なお、合格者には別途書類等をお渡しします。

10. 奨学生の義務

（1）報告書の提出

提出先：文学部事務室 奨学金担当（Googleフォーム：<https://forms.gle/osMjPcFdtHQSbMh8>）

- ・留学期間1年間の場合は、1学期終了後と留学終了後1カ月後までの2回、留学成果についての報告書をそれぞれ2,000字、5,000字程度で作成し提出すること。
- ・留学期間半年間の場合は、留学終了後に、留学成果についての報告書5,000字程度を提出すること。
- ・報告書は留学先での勉学の内容と成果を中心にまとめること。
- ・なお、報告書は公開を予定しています。内容の優れているものは中大生の父母向け冊子『草のみどり』や大学のwebサイト等に掲載することがあります。

（2）留学説明会等への協力

文学部主催の留学説明会を実施する際に協力していただくことがあります。

11. 注意事項

（1）長期留学奨励奨学生が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ・辞退したとき
- ・退学したとき
- ・休学したとき（2026年度中に半期休学した場合も含まれます）
- ・留学を実施しなかったとき
- ・学則に違反したとき（退学または停学の処分等を受けたとき）
- ・申請内容が事実と異なっていたとき
（書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき）
- ・その他奨学金委員会が長期留学奨励奨学生として適当でないと認めたとき

（2）長期留学奨励奨学生の資格を失った者は、相当の理由がある場合を除き、給付金の全部または一部を返還することとなります。

（3）採用決定者が留学途中で帰国した場合には、奨学金委員会で個別に審査し、途中帰国の理由によっては給付金の返還を求める場合があります。

（4）感染症の影響により、渡航中止や途中帰国となった場合等、給付金の返還については、事情を考慮して個別に判断する場合があります。

（5）感染症の影響により、渡航できずに留学先大学が提供するオンライン授業に参加する場合は、必ず事前にご相談ください。

12. 他の文学部給付奨学金との併給について

他の文学部奨学金（文学部給付奨学金、短期留学プログラム給付奨学金、学外活動応援奨学金）との併給は可能ですが、同一年度の総受給額が当該年度の学費を超えた場合には、本学諸規程、また文学部奨学金委員会での決定をもとに給付額を減額いたします。

以 上